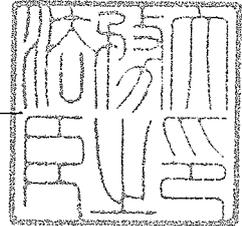


法務省刑国第52号
平成26年2月5日

行政文書不開示決定通知書

NPO法人情報公開市民センター理事長
新海 聡 様

法務大臣 谷 垣 禎



平成26年1月8日受付第694号及び第699号から第703号までで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

- (1) 準備及び結果に関する文書(平成23年度)(694)
- (2) 平成24年度 準備及び結果に関する文書6(699)
- (3) 平成24年度 準備及び結果に関する文書65(700)
- (4) 平成24年度 準備及び結果に関する文書66(701)
- (5) 平成25年度 準備及び結果に関する文書6(702)
- (6) 内閣法制局審査(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案)(703)

2 不開示とした理由

(1) 上記1(1)から(5)までについて

公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されており、法第5条第3号に該当するため。

(2) 上記1(6)について

国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報及び国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されており、法第5条第5号及び第6号柱書きに該当するため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、決定の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

* 担当課等

上記1(1)から(5)につき、法務省刑事局国際課
TEL：03-3580-4111 内線：5698

上記1(6)につき、法務省刑事局刑事法制管理官
TEL：03-3580-4111 内線：2393